

制 定 平成 10 年 8 月 25 日

一部改正 令和 8 年 6 月 23 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬、費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役 員 等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理 事
- (2) 監 事
- (3) 評 議 員
- (4) 部会・委員会規程により選任された委員
- (5) その他会長が必要と認める者

(会 長 の 報 酬)

第 3 条 会長の報酬については、法人の運営のために概ね週 1 日以上出勤した場合、次の額を支払うことができる。

- (1) 月額 20,000 円

(役 員 の 給 与)

第 4 条 常勤の役員には、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬は月額とし、支給額については、市と協議の上会長が定める他、期末手当についても同様とする。

3 第 1 項に規定する報酬等の支給方法は、本会職員の例による。

(費 用 弁 償)

第 5 条 第 2 条の規定に掲げる役員等の費用弁償の額は、別表のとおりとし、理事会・監査会・評議員会・各部会及び各種委員会等に出席した場合に支給する。

2 第 4 条に該当する常勤の役員については、前項の各種会議に出席した場合でも費

用弁償は支給しない。

(旅 費)

第 6 条 役員等が職務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の種類、並びに計算、支給方法については、本会旅費規程を準用する。

(退 職 手 当)

第 7 条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

2 前条に規定する支給額、並びに遺族に関する規定は、本会職員退職に関する規定を準用する。

(補 足)

第 8 条 この規程に定めのない必要な事項が生じたときは、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年 8 月25日より施行する。

この規定は、令和8年7月1日より施行する。

別 表

(1回に付き)

会 議 名	費 用 弁 償 額	交 通 費
理 事 会 ・ 監 査 会 ・ 評 議 員 会	2, 0 0 0 円	実 費
各 部 会	2, 0 0 0 円	実 費
各 委 員 会	2, 0 0 0 円	実 費
そ の 他 会 長 が 認 め る 者	2, 0 0 0 円	実 費

* 備 考 但し、上記交通費については、市街地（概ね、本会事務所より半径2キロメートル以内）は適用しないものとする。